

公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和5年10月13日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
永山 貴大

記

- 1 契約担当官等の官職及び氏名
支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 永山 貴大
- 2 概要
 - (1) 調達件名 サイバー関連サービス等解説コンテンツ作成業務
 - (2) 数量 1式
 - (3) 調達内容 仕様書のとおり。
 - (4) 履行期限 仕様書のとおり。
- 3 参加資格、選定基準及び評価基準
 - (1) 企画提案書の提出者に要求される資格
 - ① 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - ② 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - ③ 令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDに格付けされている者であること。
 - ④ 警察庁から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - ⑤ 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (2) 企画提案書の特定のための評価基準
 - ① 制作の内容及び効果
要求仕様との整合性、提案の有益性、創意工夫
 - ② 事業実施主体の適格性等
実施体制の適格性、実績の有無
 - ③ その他
ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組
- 4 手続等
 - (1) 担当部局
東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁長官官房会計課 電話 03-3581-0141 内線2298
 - (2) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
令和5年11月7日 17時00分
東京都千代田区霞が関2-1-2
警察庁サイバー警察局サイバー企画課指導・人材育成係 電話 03-3581-0141(郵送又は持参すること。)
- 5 その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (2) 契約書作成の要否 要
 - (3) 詳細は仕様書による。

サイバー関連サービス等解説コンテンツ作成業務

警察庁長官官房会計課

項目及び構成

- 仕様書
- 提案書作成・応募要領
- 審査手順書
- 契約書（案）
- 企画競争に関するアンケート

メモ

- 契約方式
公募型プロポーザル方式
- 事業実施見込額
11,970,000円（税込）
- 企画提案書の提出期限
令和5年11月7日 17時00分（必着）（郵送又は持参）
- 企画提案書の構成は、「提案書作成・応募要領」をご確認下さい。
- 企画提案書と併せて、同期限までに以下の書類の提出をお願いします。
 - ・ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
令和4・5・6年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDに格付けされている者であること。
 - ・ 見積書
見積書は一式見積りではなく、可能な限り細かな内訳を添付してください。
また、見積額は契約金額をご提示ください。
なお、宛名は「警察庁」でお願いします。
- 提出先
 - ・ 企画提案書
警察庁サイバー警察局サイバー企画課指導・人材育成係
電話 03-3581-0141
 - ・ 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し及び見積書
警察庁長官官房会計課調達係
電話 03-3581-0141 内線2298
- 契約に関する照会先
警察庁長官官房会計課調達係
電話 03-3581-0141 内線2298
メール tyotatu@npa.go.jp
- 仕様に関する照会先
警察庁サイバー警察局サイバー企画課指導・人材育成係
電話 03-3581-0141
メール cyber-taisaku@npa.go.jp
- 注意事項
辞退される方は、「企画競争に関するアンケート」に必要事項を記載の上、メールで送付してください。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について提案書の提出をもって誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報等を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。

3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締結する場合の当該契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

仕様書

1 契約件名

サイバー関連サービス等解説コンテンツ作成業務

2 目的

サイバー空間の脅威が複雑・巧妙化する中、ITサービス、情報通信技術、脅威情勢等（以下「サイバー関連サービス等」という。）に関する基礎的な知見は、サイバー捜査に従事する警察職員にとって、当然として知っておくべき知識となりつつある中、警察職員の対処能力の向上を図るため、これらサイバー関連サービス等について分かりやすく解説したコンテンツ（以下「コンテンツ」という。）の作成を委託するもの。

3 作成内容等

- (1) 別紙「サイバー関連技術等解説コンテンツ一覧」の項目（以下「対象項目」という。）の中から、同一種別に偏ることなく10個以上作成すること。
また、別紙の作成分類において「必須」とある対象項目は必ず作成し、残りは「選択」とある対象項目の中から選定すること。
- (2) コンテンツ閲覧対象者は、情報通信技術に精通しておらず、また、サイバー関連サービス等について一般利用者としての知見を有する程度であると想定し、高度な情報通信技術に関する知見を有さずとも理解できる内容で作成すること。
- (3) 内容は、公知の情報を体系的に整理したものであるほか、関係機関へのヒアリング等により、内容を拡充・補完したものであること。ただし、主要な内容に関する情報の入手やコンテンツに盛り込むことが難しい機微な情報である場合は、警察庁サイバー警察局サイバー企画課（以下「主管課」という。）と協議の上、一般論としての情報を内容に盛り込んでもよいものとする。
- (4) コンテンツの構成は、概ね次のアからウを想定しており、これらを含むストーリー構成を原則とする。

なお、コンテンツの理解のしやすさ等を勘案し、対象項目に応じて構成を変更することは差し支えない。

ア 対象項目一覧の種別が「サービス」であるもの

(ア) 対象項目の紹介

- ・ 対象項目が、どのような場所、場面、目的等で運用されているか。
- ・ 対象項目は、主にどのような利用者を対象としているか。

(イ) 対象項目のサービス提供に係るシステム構成

対象項目が、利用者へサービスを提供するために必要となる、対象項目を構成する主な機器（このとき、サービスの提供に直接影響するサーバ、端末等の機器に主眼を置くこと。）

(ウ) 対象項目の管理体制

- ・ 対象項目の開発、販売、運営等を行う組織
- ・ 対象項目に係る問合せ窓口（電話番号、メールアドレス等）

(エ) 保存情報の概要

- ・ 保存情報から、どこまで利用者を特定できるか。
- ・ 保存情報から、どのような利用状況まで特定できるか。
- ・ 保存情報の保存状況（保存期間、保存形式等）

(オ) その他参考情報

- ・ 対象項目と、対象項目が属する分類における他の対象項目との類似性（動画内容と似ているのか、全く異なるのか等）
- ・ その他、対象項目を理解するに当たり参考となる技術的な情報。

イ 対象項目一覧の種別が「技術」であるもの

(ア) 対象項目の概要等

- ・ 対象項目の概要説明
- ・ 対象項目の技術的説明
- ・ 他の技術との関連性
- ・ 対象項目を使用したサービスやシステム等

(イ) その他対象項目を理解する上で参考となる情報

ウ 対象項目一覧の種別が「脅威情勢」であるもの

(ア) 対象項目の概要説明

- ・ 対象項目の概要、特徴
- ・ 対象項目の技術的説明
- ・ 対象項目の主な事例
- ・ 対象項目の未然防止対策及び被害時の対策

(イ) その他対象項目を理解する上で参考となる情報

(5) 対象項目によっては、その内容のボリューム、理解のしやすさ等を勘案し、コンテンツを分割してもよいものとする。

なお、分割したコンテンツは、上記3(1)に定めるコンテンツ作成個数に計上することとする。

同様に、複数の対象項目を一つのコンテンツで説明することが合理的である場合は、一つのコンテンツに統合してもよいものとする。このとき、対象項目ごとに上記3(4)の要件を充足する場合に限り、まとめた対象項目の個数を上記3(1)に定めるコンテンツ作成個数に計上することとする。

コンテンツに含まれる内容及びコンテンツの分割・統合については、主管課と協議の上、決定すること。

(6) アニメーション、講師による解説を撮影した映像及びプレゼンテーションソフトウェアの自動再生による動画に、ナレーション、テロップ等を加えたコンテンツ（以下「動画等」という。）であること。

また、文書や画像といったドキュメントを、動画等以外の補助コンテンツとして用いてもよい。

(7) 動画等の時間は、概ね10分程度とすること。ただし、複数の対象項目を1つのコンテンツにまとめる場合はこの限りでない。

(8) コンテンツのファイル形式は、主管課と協議すること。

(9) 作成したコンテンツは、成果物として電磁的記録にて納入場所に納入すること。

4 成果物の納入期限

令和6年3月15日（金）まで

5 成果物の納入場所

警察庁サイバー警察局サイバー企画課

6 提出書類

(1) 従事者名簿

契約締結後、速やかに作業責任者及び作業従事者の名簿を作成し、主管課に1部提出すること。従事者名簿を提出後、変更する必要がある場合、あらかじめ主管課の了承を得ること。

(2) 作業計画書

契約締結後、速やかに作業計画書を主管課に1部提出し、了承を得ること。作業計画書を変更する必要がある場合、あらかじめ主管課の了承を得ること。

(3) 作業完了報告書

全ての作業完了後、作業完了報告書を1部提出すること。

(4) 詳細については、主管課と協議すること。

7 検査

(1) 成果物の納入期限までに、上記3に関し実施した内容について、警察庁検査官が検査を行う。

(2) 検査で不合格になったものについては、警察庁検査官の指示に基づき所要の作業を行い、再検査を受けること。

(3) 検査に必要な準備は、全て請負者が行うこと。

(4) 検査中に仕様書の規定に関して解釈上の疑義が生じた場合は、警察庁検査官の指示に従うこと。

8 一般共通事項

(1) 請負者は、契約締結後速やかに本業務の作業責任者及び作業従事者を定め、作業責任者には、主管課との連絡及び作業全般の責に当たらせること。

作業責任者及び作業従事者は、原則として、本業務完了まで継続して本業務を担当できる者を選定すること。

(2) 作業中に疑義が生じた場合、主管課と協議し承認を得た上で実施すること。

(3) 作業に当たっては、本仕様書、関係法令等を遵守すること。

(4) 原則として、コンテンツの作成に係る業務の履行期間中は、1か月に1回程度、主管課と進捗管理、コンテンツの内容等について協議する打合せを設けること。

なお、主管課との打合せについては、原則として、開庁日の午前9時30分から午後6時15分までの間（以下「執務時間」という。）とし、打合せ方法・場所については

主管課と協議すること。

- (5) 作業責任者は、(4)にある打合せに参加するとともに、執務時間内に電話又は電子メールによる質問及び要望に速やかに対応すること。
- (6) 成果物に関する著作権は、全て警察庁に帰属するものとする。ただし、第三者及び請負者が保有する著作物はこの限りでない。また、請負者は、当該箇所の成果物に関する著作権人格権を行使しないものとする。
- (7) 警察庁が承認した場合を除き、業務の全部又は一部を第三者に再委託しないこと。
- (8) この仕様書は、実施方法の大要を示すものであることから、業務の性質上、当然実施しなければならない事項はもちろん、軽微な部分で記載のない事項であっても、自然附帯の業務は全て請負者の責務において、契約の範囲内で実施すること。
- (9) 作業中に知り得た情報は、他に漏えいしないこと。
- (10) 本仕様書に関する質疑及び詳細については、主管課に確認すること。
- (11) その他必要事項については、別途協議すること。

	システム、サービス等	種別	作成分類	備考
1	スマートフォンアプリシステム	サービス	必須	モバイルアプリの一般的な構成、制作からストアへの公開までの流れ等
2	リモートデスクトップサービス	サービス	選択	
3	Web会議システム	サービス	選択	
4	産業制御システム	サービス	選択	
5	第5世代移動通信システム	サービス	選択	
6	インターネット回線設備	サービス	選択	
7	LGWAN（総合行政ネットワーク）	サービス	選択	
8	オンラインファイル共有サービス	サービス	選択	
9	衛星インターネットサービス	サービス	選択	
10	CDN	サービス	選択	
11	クラウドコンピューティングサービス（AWS）	サービス	選択	
12	クラウドファンディング	サービス	選択	
13	CSIRT、SOC	サービス	選択	
14	電子掲示板	サービス	選択	
15	SaaS	サービス	選択	
16	Webサイト構成	サービス	選択	
17	メタバース	サービス	選択	
18	Web3.0	サービス	選択	
19	テレグラム、シグナル	サービス	選択	
20	IoT機器への不正アクセスと脆弱性	サービス	選択	
21	生成AI	サービス	選択	
22	暗号資産	サービス	選択	
23	Cookie	技術	必須	
24	DNS	技術	選択	
25	RDP	技術	選択	
26	ポート番号	技術	選択	
27	シングルサインオン	技術	選択	
28	認証技術	技術	選択	
29	送信ドメイン認証（SPF、DKIM、DMARC）	技術	選択	
30	ハッシュ	技術	選択	
31	ポートスキャン	技術	選択	
32	TCP/IP	技術	選択	
33	共通鍵暗号方式	技術	選択	
34	公開鍵基盤（PKI）	技術	選択	
35	HTTPS	技術	選択	
36	電子署名・証明書	技術	選択	
37	能動的サイバー防御	脅威情勢	必須	
38	SQLインジェクション	脅威情勢	選択	
39	バッファオーバーフロー	脅威情勢	選択	
40	不正アクセス	脅威情勢	選択	
41	XSS（クロスサイト・スプリティング）	脅威情勢	選択	
42	CSRF（クロスサイトリクエストフォージェリ）	脅威情勢	選択	
43	マルウェア	脅威情勢	選択	
44	セッションハイジャック	脅威情勢	選択	
45	OSコマンドインジェクション	脅威情勢	選択	

提案書作成・応募要領

1 件名

サイバー関連サービス等解説コンテンツ作成業務

2 提出書類

応募者が特定されることのないよう、法人概要及び見積書以外の提出書類に応募者名（社名）は記載しないこと。

(1) 提案書(必須)

ア 仕様書に基づき、提案書を作成する。

提案書においては、仕様書に基づき、

- ・コンテンツを作成する対象項目の一覧
- ・必須項目「Cookie」の解説イメージ1点

について作成し、提案書に添付して提出すること。

提案にあたっては、コンテンツを作成する対象項目の種類・数量のほか、コンテンツの内容の分かりやすさという点について評価することとなるため、コンテンツ「Cookie」を作成する場合に、使用予定の図、オブジェクト等を用いて、コンテンツにおける画面の遷移やストーリー（対象システムの説明の流れ）を示すこと。

イ 提出する提案書は、A4版で、書式は任意とし、1社1案とする。

(2) 制作体制及び管理体制（必須）

制作する社内の体制（下請け業者も含む。）について記載すること。

(3) サイバーセキュリティ関連の人材育成業務実績（必須）

これまでに実施したサイバーセキュリティ関連の教養業務の実施状況が分かる資料を提出すること。

(4) サイバーセキュリティ関連の人材育成教材の開発実績（必須）

(3)に関連して、サイバーセキュリティ関連の教養業務に使用した教材等の開発実績が分かる資料を提出すること。

(5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組内容（女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定企業））が分かる資料（任意）

(6) 法人概要（必須）

会社案内・概要等の分かる資料（パンフレットでも可）

3 提出期限等

(1) 提出期限

令和5年11月7日（火）17時必着

(2) 提出部数

上記2(1)～(5)については7部

上記2(6)については1部

(3) 提出方法

郵送又は持参により以下の提出先まで提出すること。なお、FAX、電子メール等での提出は認めない。

(4) 提出先

〒100-8974

東京都千代田区霞が関2-1-2

警察庁サイバー警察局サイバー企画課指導・人材育成係 木戸上

電話 03-3581-0141 (内線3542)

4 選考要領

提出された提案書について審査を行い、決定案を1つ選び、当該提案書を提出した者と契約を締結する。

5 本件に関する質問

提出物を作成するに際して質問等を行う必要がある場合には、①社名②住所③電話番号④質問者名⑤質問に関する文書名及び項⑥質問内容を明記の上、令和5年11月1日(水)17時までに、警察庁サイバー警察局サイバー企画課指導・人材育成係木戸上(cyber-taisaku@npa.go.jp)宛てにメールにて提出すること。ただし、選考基準、経過等に関する質問は受け付けない。

6 その他

- (1) 提案書の作成、提出に係る一切の費用は応募者の負担とする。また、提出した提案書は返却しないものとする。
- (2) 提案書等の作成にあたって、都道府県警察本部、警察署、交番、駐在所及び警察官等への取材活動は行わないこと。
- (3) 応募者は、提案書の提出をもって、「暴力団排除に関する誓約事項」(別紙)に誓約したものとする。また、虚偽の誓約若しくは誓約に反することとなった時は、当該者の応札は無効とする。
- (4) 警察庁担当者に提出した「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組内容が分かる資料」について、認定の取消しなどによって記載されている内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出ること。

審査手順書

1. 件名

サイバー関連サービス等解説コンテンツ作成業務

2. 審査方式

- ① 審査項目は必須項目と加点項目の2種類に分け、その合計にて決定する。
- ② 必須項目については、最低限の要求水準を要件として設定する。審査の際には、必須に係る要件を充足している場合には配分された点数が与えられ、充足していない場合は0点とする。一つでも必須に係る要件を充足していないと見なされた場合には、その応募者は不合格とする。
- ③ 加点項目については、その提案内容に応じて加点する（具体的な加点に係る要件の評価については、下記「3. ② 配点方法」を参照のこと。）。

3. 審査項目

① 審査項目

本契約における審査項目の内訳は、以下のとおりとする（詳細については、別紙「評価項目一覧」を参照されたい。）。

企画点＝ 「1 制作の内容及び効果（70点満点）」

「2 事業実施主体の適格性等（25点満点）」

「3 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組（5点満点）」

② 配点方法

加点に係る要件に関しては、それぞれ以下の審査基準により得点を与え、その合計を企画点とする。

評価ランク	得点
非常に優れている	15点
優れている	10点
良い	5点

※ 加点内容が不十分である場合は、0点と採点することを妨げない。

※ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組」の項目について、複数項目を満たしている場合であっても、5点を超えることはできないものとする。

別紙 評価項目一覧

評価項目	評価基準（チェックポイント）	配点	内訳		採点		
			必須	加点	必須	加点	
1 制作の内容及び効果		70/100					
・要求仕様との整合性	・コンテンツ作成の目的との整合性が図られているか。 ・仕様書に示した内容が適切に盛り込まれているか。	10	10				
・提案の有益性 ・創意工夫	仕様書に示す必須項目を含めて項目の総数が11～15	15		5			
	仕様書に示す必須項目を含めて項目の総数が16～20			10			
	仕様書に示す選択数を上回る項目の総数が21以上			15			
	・コンテンツ内容について、「Cookie」の解説で使用される構成、イメージ図、文字が見やすいものであるか。	15		15			
	・コンテンツの内容について、「Cookie」の解説に用いられる表現方法が、情報通信技術になじみのない職員に訴求するものであるか。	15		15			
	・コンテンツの内容について、「Cookie」の解説で示されるストーリー等のプロットが、当該対象システムになじみのない職員でも容易に理解できるものであるか。	15		15			
2 事業実施主体の適格性等		25/100					
・実施体制の適格性	・コンテンツ制作に遂行可能な人員が確保されているか。 ・コンテンツ制作を行う上で、適切な財務基盤を有しているか。	10	10				
・実績の有無	・過去にサイバーセキュリティに係る人材育成業務の実績を有しているか。 ・過去にサイバーセキュリティに係る人材育成コンテンツの開発実績を有しているか。 ・組織として事業内容に関する専門的知識を有しているか。	15		15			
3 その他		5/100					
ワーク・ライフ・バランス等の 推進に関する取組	認定の区分 ※1		5				
	・女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業・ブラチナえるぼし認定企業)等	ブラチナえるぼし ※2					5
		えるぼし3段目 ※3					4
		えるぼし2段目 ※3					3
		えるぼし1段目 ※3					2
		行動計画 ※4					1
	・次世代法に基づく認定 (くるみん認定企業・トライくるみん認定・ブラチナくるみん認定企業)	ブラチナくるみん ※5					5
		くるみん (令和4年4月1日以降の基準) ※6					3
		くるみん (平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準) ※7					3
		トライくるみん ※8					3
		くるみん (平成29年3月31日までの基準) ※9					2
・若者雇用推進法に基づく認定 (コースエール認定企業)		4					
※1 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ※2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第24号)による改正後の女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定 ※3 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※4 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る (計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。 ※5 次世代法第15条の2の規定に基づく認定 ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令 (令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。)による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則 (以下「新施行規則」という。)第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定 ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定 (ただし、※9の認定を除く。) ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定 ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令 (平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。)による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定							
評価合計	1 制作の内容及び効果	70	10	60	0	0	
	2 事業実施主体の適格性等	25	10	15	0	0	
	3 その他	5	0	5	0	0	
	合計	100	20	80	0	0	

契約書(案)

警察庁(以下「甲」という。)と(以下、「乙」という。)とは、次のとおり委託契約を締結する。

- 1 契約事項 サイバー関連サービス等解説コンテンツ作成業務
- 2 契約内容 別添仕様書のとおり
- 3 契約金額 ￥ . -
うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 ￥ . -
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した額である。
- 4 履行期限 別添仕様書のとおり
- 5 契約保証金 徴収免除

(目的)

第1条 乙は、本契約に定める条件に従い、サイバー関連サービス等解説コンテンツ作成業務(以下「本件業務」という。)を受託し、誠実に履行し、甲はその対価を支払うものとする。

(契約保証金)

第2条 乙は、本契約に関する一切の義務を誠実に履行することを保証するため、表記契約保証金を現金又は国債をもって、本契約締結の際、甲に納めなければならない。

(監督)

第3条 甲は本契約の履行に際し、甲の指定する職員をもって監督に当たらせることができる。

(検査)

第4条 乙は、本件業務の終了後、速やかに甲に報告し、甲の指定する検査職員の検査を受けるものとする。

(料金)

第5条 料金は、表記契約金額のとおりとする。

(料金の改定)

第6条 物価の変動その他の理由により料金を改定しようとする場合は、3箇月前の事前の通知により、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

(料金の請求)

第7条 乙は、甲の係官による報告書の確認を受けた後、第5条に規定する料金を甲に請求する

ものとする。

(料金の支払)

第8条 甲は、前条に定めるところにより、乙の適法な支払請求書を受理した日から、30日以内（以下「約定期間」という。）に料金を乙に支払うものとする。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、約定期間に契約金額を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し契約締結日の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、乙に支払わなければならない。ただし、約定期間に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約保証金の還付)

第10条 甲は、第13条第1項の規定による契約解除の場合、本契約を甲乙合意の上、解除した場合又は契約履行済の場合、乙の領収書と引換えに契約保証金を乙に還付しなければならない。

(契約上の地位移転・債権譲渡等の禁止)

第11条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第2章第2節に基づき設立された信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関（以下「金融機関」という。）又は資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社（以下「特定目的会社」という。）に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 乙が本契約により行うこととされた全ての給付を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、信用保証協会、金融機関又は特定目的会社（以下「丙」という。）に債権の譲渡を行い、乙及び丙が甲に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条若しくは動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合にあっては、乙は丙に対し次の各号の定めを同意させ、又は遵守させる義務を負う。

(1) 甲は、乙に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減できる権利を保留すること。

(2) 丙は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し、又はこれに質権を設定しその他債権の帰属及び行使を害すべきことはできないこと。

(3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合は、丙は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、

譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、専ら乙と丙の間において解決されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書きに基づいて乙が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、甲が行う弁済の効力は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2の規定に基づき、甲がセンター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生じるものとする。

（遅延賠償金）

第12条 乙は、甲の指定する履行期限内に本件業務を完了することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び完了見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

- 2 甲は、前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上、履行期限後に完了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限の延長を認めることができる。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

- 3 前項に規定する遅延賠償金は、履行期限の翌日から完了日までの日数に応じ、契約履行未済相当額に、契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した額とする。

（契約の解除及び違約金）

第13条 甲は、自己の都合により本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 甲は、乙がその債務を履行しない場合において、甲が期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 3 甲は、乙が次の各号の一に該当する場合、前項の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（1） 乙に、以下の事由が生じた場合

イ 仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、手形交換所の取引停止処分若しくは租税公課の滞納処分があり、又はこれらの申立て若しくは処分を受けるべき事由を生じた場合

ロ 手形若しくは小切手の不渡りを生じ、支払停止の状態に陥り、又は破産、民事再生手続、会社更生手続等の申立てを受け、若しくは自ら申し立てた場合

ハ 営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消等の行政上の処分を受けた場合

（2） 甲が行う本契約の履行確認に際し、乙若しくはその代理人、使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他の不正行為があると認めた場合

（3） 乙が第14条第1項に該当する場合

（4） 乙が第21条に規定する暴力団排除条項第1条、第2条又は第4条第2項に該当する場合

（5） 前各号のほか、乙が民法第542条第1項又は第2項の各号に該当する場合

- 4 乙は、第2項又は第3項に該当する場合、甲に対し違約金として契約履行未済相当額の100分の10に相当する金額を支払う。ただし、乙が契約保証金を納付している場合は、当該保証金を違約金に充当する。

- 5 甲は、第3項第5号の場合において、乙の責めに帰することのできない事由によるものと認めるときは、前項の違約金の支払を免除することができる。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う解除)

第14条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号に規定する罪の嫌疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(私的独占又は不当な取引制限等に伴う違約金)

第15条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当する場合、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定する罪の嫌疑により公訴を提起され、有罪判決が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び同法第7条の3第1項の規定による

納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該有罪判決が言い渡された裁判において、乙が違反行為の首謀者であると認定されたとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、期日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、違約金に対して契約締結日の国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）を乗じて計算した金額を遅延利息として、甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第16条 甲は、乙の契約不履行によって損害を受けた場合は、乙に対し第13条第4項、第15条第1項及び第2項の違約金とは別にその損害の賠償を請求することができる。ただし、乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 乙は、第13条第1項による解除のため損害を生じた場合は、甲の解除の意思表示を受領した日から30日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。ただし、甲が乙の同意を得て解除した場合はこの限りではない。

3 甲は、前項の請求を受けた場合、その損害を賠償することができる。

（再委託）

第17条 乙は、本件業務の全部を一括して、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。以下同じ。）に委託してはならない。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部（仕様書に示す業務の主たる部分を除く。）を第三者に再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）する場合は、乙は、再委託承認申請書（別紙様式）を再委託開始の20日前までに甲に提出し、承認を得なければならない。

2 甲は、乙から再委託承認申請書の提出を受けた場合は、所要の審査を実施の上、その結果を再委託承認書（別紙様式）で乙に通知するものとする。

3 乙は、甲から承認を受けた内容を変更する場合は、遅滞なく第1項と同様に甲の承認を受けなければならない。

4 乙は、本契約の一部を第三者に再委託するときは、再委託した業務に係る再委託者の行為について、全ての責任を負うものとする。

5 乙は、本契約の一部を再委託するときは、乙が本契約において遵守することとされている事項について、本契約書を準用して再委託者と約定しなければならない。

（管轄裁判所）

第18条 本契約に関する訴訟の第一審管轄裁判所は、東京地方裁判所のみとする。

（秘密の保持）

第19条 甲乙は、本契約の履行に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用しては

ならない。

(紛争又は疑義の解決方法)

第20条 本契約に関し、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上、解決するものとする。

(暴力団排除)

第21条 暴力団排除に関する条項については、「暴力団排除条項」によるものとする。

(人権尊重の取組)

第22条 乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

(特記事項)

第23条 本契約に特記事項がある場合は、別紙においてこれを定める。

2 本契約書本文と、本契約書に編てつされた仕様書、特記事項が抵触する場合の優先順位は、特記事項、仕様書、本契約書本文の順序とする。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、双方が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官
永山 貴大

乙

暴力団排除条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来においても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を再受託者（再受託以降の全ての受託者を含む。）及び乙又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方（以下「再受託者等」という。）としないことを確約する。

(再受託契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再受託者等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなけ

ればならない。

- 2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託者等との契約を解除しないとき、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損失について、何ら補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙様式

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

令和 年 月 日付けで契約いたしました下記契約について、再委託を承認くださるよう申請いたします。

なお、契約の履行に際し、当社の再委託先が警察庁に対し、損害を与えた場合、当社が一切の責任を負います。

記

契 約 件 名	
再委託の相手方の住所及び氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託を必要とする理由	
再委託期間	
再委託率 (全請負に対する再委託の割合)	

※次に掲げる書類を、上記「再委託期間」開始20日前までにこの申請書に添付の上、提出すること。

- ・再委託の相手方の会社概要
- ・その他指示する書類

審 査 結 果	承認	非承認
承認又は非承認とした理由		

再委託承認書

令和 年 月 日

上記審査結果のとおり、再委託を承認する（承認しない）。

支出負担行為担当官
警察庁長官官房会計課理事官

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、再委託をするに当たり、下記事項について誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴庁の求めに応じて当社の役員名簿（有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。以下同じ。）に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。

(1) 再委託の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 再委託の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2 暴力団員等による不当介入を受けた場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、親事業者へ報告を行います。

※この誓約事項は、再委託等の相手方に提示し、誓約させる場合に使用するものです。

企画競争に関するアンケート

警察庁長官官房会計課調達係 行

(Mail tyotatu@npa.go.jp)

*今後の業務の改善に生かす目的でお願いするものです。

提出の内容等により不利な扱いを受けることはありません。

●調 達 件 名 サイバー関連サービス等解説コンテンツ作成業務

●御 社 名

ご担当者名

御連絡先

参加を辞退された方

●企画競争参加辞退の理由（回答するものに「レ」を付して下さい。複数回答可）

提案書提出までの準備期間が短い（公告から概ね _____ 日間必要）。

納期、履行期限が短い（概ね _____ 日間必要）。

仕様書の一部について対応できない。又は、御社にとって不利な条件である。

具体的にどこが問題でしたか。

業務内容と異なる内容であった。

情報収集目的（当初から企画競争に参加する意思はなかった）

落札できそうにない（競合他社や価格面から）。

その他（今回の企画競争に関する改善要望等）

企画競争に参加された方

●今回の企画競争に関する改善要望等